

議案第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

住民基本台帳事務における支援措置申出者の戸籍の附票誤交付に伴い発生した損害賠償に関し、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 7 月 22 日提出

里庄町長 加藤 泰久

1 和解及び損害賠償の相手方

住民基本台帳事務における支援措置申出者

2 和解の趣旨

- (1) 本町は、相手方に対し、損害賠償金として金 5,362,555 円を支払う。
- (2) 本町は、上記(1)の他、本件誤交付により相手方及びその家族の生命身体に対する危険が発生したときは、相手方の一時保護の求めに応じ、相手方及びその家族の一時避難場所の確保及び提供を行うとともに、一時避難前後の転居費用を支援する。
- (3) 本町及び相手方は、本件に関し、和解書に定めるものほか何らの債権債務が存在しないことを確認する。

3 事案の概要

本事案は、住民基本台帳事務における支援措置申出者の現住所が記載された当該者に係る戸籍の附票を平成 31 年 1 月 30 日に加害者側の弁護士に交付したことにより、被害者である相手方に損害を与えたもの。

(提案理由)

住民基本台帳事務における支援措置申出者に係る戸籍附票を誤交付した件について、相手方と和解すること及び損害賠償の額を定めるため、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。